

# ウェブサイトへの製品掲載が「譲渡の申出」に該当するか判断した判決例

会員 高瀬 彌平

## 要 約

今日、販売促進のため、多くの企業が製品を自社ウェブサイトに掲載している。それが「譲渡の申出」（特許法2条3項1号）に該当するか否かが争点となった侵害訴訟事件も起きている。

本稿は、2件の知財高裁判決を検討することにより、ウェブサイトへの製品掲載が「譲渡の申出」に該当することになる要件を探ろうとするものである。

駆動用モータ事件判決では、具体的製品を販売問い合わせ可能にウェブサイトに掲載していたこと及びその他の営業活動を総合的に判断して譲渡の申出に該当すると判断した。また、具体的製品を販売問い合わせ可能に掲載したウェブサイトの開設自体が譲渡の申出行為と解する余地があると判断した。

発光ダイオード事件判決では、具体的製品に到達するためには、被告ウェブサイトから製品の製造元企業のトップページに移動して複数回リンクをたどることが必要であることから、譲渡の申出に該当しないと判断した。

譲渡の申出に該当するためには、具体的製品を販売問い合わせ可能にウェブサイトに掲載することが少なくとも必要であり、ウェブサイトへの製品の掲載が製品の一般的紹介に止まる場合は、譲渡の申出に該当しない。TV広告や新聞広告についても同様と考えられる。

## 目次

1. 駆動用モータ事件
  1. 1 事案の概要
  1. 2 争点
  1. 3 被告ウェブサイトの掲載事項
  1. 4 原審判決の理由の要点
  1. 5 知財高裁判決の要点
  1. 6 検討
2. 発光ダイオード事件
  2. 1 事案の概要
  2. 2 争点
  2. 3 被告ウェブサイトの掲載事項
  2. 4 原審判決の理由の要点
  2. 5 知財高裁判決の要点
  2. 6 検討
3. まとめ

## 1. 駆動用モータ事件（知財高裁平成22年9月15日判決 平成22年(ネ)10003号）

### 1. 1 事案の概要

原告は記録媒体の駆動用モータに関する日本特許の所有者であり、被告の行為が譲渡の申し出に該当するとして、特許権の侵害差止請求及び損害賠償請求を提

起した。被告は韓国に本社を有する外国法人であり、日本に子会社を有しない。被告は、日本で閲覧可能な被告のウェブサイトに自社製モータを掲載していた。

原審判決（大阪地裁平成21年11月26日判決 平成20年(ワ)9742号）は、被告が我が国において被告物件の譲渡の申出を行ったとは認められないから、我が国の国際裁判管轄を肯定できない等として、本件訴えを却下する旨の判決をした。そこで、これに不服の原告が控訴した。

### 1. 2 争点

(1) 我国に裁判管轄があるか。その前提として、(2) 我国における被告物件の譲渡の申出の事実があるか。

### 1. 3 被告ウェブサイトの掲載事項

#### (1) 英語表記ウェブサイト

「Slim ODD Motor」を紹介するウェブページが存在し、同ページの「Part Number List」という項目を選択すると、別のページが表示され、被告物件の一つである「DMBSFC06M」の品番が掲載されている。また、「Slim ODD Motor」欄の「Sales Inquiry」（販売問合せ）として、「Japan」（日本）も掲げられており、「Sales Headquarter」として、日本での拠点（東京都

港区) が示されている。

## (2) 日本語表記ウェブサイト

「Slim ODD Motor」を紹介するウェブページの「購買に関するお問合せ」という項目を選択すると、販売に係る問合せフォームが表示され、「製品に関するお問合せ」という項目を選択すると、「Slim ODD Motor」の製品に係る問合せフォームが表示される。また、同サイトにおいて、日本における販売法人として東京と大阪の拠点が掲載されている。

### 1. 4 原審判決の理由の要点 (争点 (2) のみ)

被告ウェブサイトには、モータの品番が掲載されていても、当該品番のモータの定格電流、定格電圧、騒音及び振動が示されるに過ぎず、当該品番の他の具体的な仕様が示されておらず、問い合わせフォームにもリンクしていないから、当該品番のモータの一般的紹介に止まるものであって、譲渡の申し出に該当しない。

### 1. 5 知財高裁判決の要点

#### (1) 結論

原判決を取り消す。本件を大阪地方裁判所に差し戻す。

#### (2) 理由 (争点 (2) のみ)

イ) 被控訴人が英語表記のウェブサイトを開設し、製品として被告物件の一つを掲載するとともに、「Sales Inquiry」(販売問合せ)として「Japan」(日本)を掲げ、「Sales Headquarter」(販売本部)として、日本の拠点(東京都港区)の住所、電話、Fax番号が掲載されていること、日本語表記のウェブサイトにおいても、「Slim ODD Motor」を紹介するウェブページが存在し、同ページの「購買に関するお問合せ」の項目を選択すると、「Slim ODD Motor」の販売に係る問い合わせフォームを作成することが可能であること、控訴人営業部長が、被控訴人の営業担当者がODDモータについて我が国で営業活動を行っており、被告物件が●●●●●●●●や●●●●●●●●●●において、製品(ODD)に搭載すべきか否かの評価の対象になっている旨陳述書で述べていること、被控訴人の経営顧問Aが、その肩書と被控訴人の会社名及び東京都港区の住所を日本語で表記した名刺を作成使用していること、被告物件の一つを搭載したDVDマルチドライブが国内メーカーにより製造販売され、国内に流通している可能性が高いことなどを総合的に評価すれば、控訴人が不法行為と

主張する被告物件の譲渡の申出行為について、被控訴人による申出の発信行為又はその受領という結果が、我が国において生じたものと認めるのが相当である。

ロ) 被告は、被告物件のうちDMB SFC06Mの品番が掲載されているページは、当該品番のモータの一般的な紹介にとどまること、「購買に関するお問合せ」は、プルダウンの選択次第で様々な製品・国に変更ができるものであるから、特定の品番や具体的な仕様に関する問い合わせではなく、一般的な問い合わせフォームであることを指摘し、譲渡の申出を行っていない旨を主張する。

しかし、我が国における当該サイトの閲覧者は、英語表記のウェブサイトにより、少なくとも被告物件の一つについての製品の仕様内容を認識し、日本所在の販売本部の住所等を知り得るだけでなく、日本語表記のウェブサイトにおいても、「Slim ODD Motor」の製品紹介を見て、「購買に関するお問合せ」の項目を選択し、「Slim ODD Motor」の販売に係る問合せフォームを作成することが可能なのであるから、これらのウェブサイトの開設自体が被控訴人による「譲渡の申出行為」と解する余地がある。当該頁中のプルダウンの選択次第で製品が変更ができることや製品を表示した英語表記のウェブサイトと販売の問い合わせフォームを作成できる日本語表記のウェブサイトとが直接リンクしていないことは、上記認定を左右するものではない。

### 1. 6 検討

知財高裁判決は、被告ウェブサイト由被告物件が販売問い合わせ可能に掲載されていたこと及び日本国内における被告のその他の営業活動を総合的に評価して、被告製品の譲渡の申し出行為が我が国において生じたものと認めた。判決は、被告ウェブサイト由被告物件が販売問い合わせ可能に掲載されていたことについては、そのようなウェブサイトの開設自体が「譲渡の申し出行為」と解する余地があると述べたに止まり、譲渡の申し出行為であると断定しなかった。

この判決から、譲渡の申出に該当するためには、少なくとも具体的な製品を販売問い合わせ可能にウェブサイトに掲載することが必要であるといえる。また、原審判決及び知財高裁判決の判決理由から、ウェブサイトへの製品の掲載が製品の一般的紹介に止まる場合は、譲渡の申出に該当しないと考えても良い。

## 2. 発光ダイオード事件（知財高裁平成 25 年 7 月 11 日判決 平成 25 年(ネ)10014 号）

### 2. 1 事案の概要

発光ダイオードについて本件特許権を有する原告が、被告は、台湾の企業であるエバーライト社が製造する本件各製品を輸入、譲渡又は譲渡の申出を行っており、本件特許権を侵害するものであると主張して、被告に対し、本件各製品の輸入、譲渡又は譲渡の申出等の差止め及び廃棄並びに損害賠償金の支払を求める事案である。

原審審判決（東京地裁平成 23 年(ワ)32488 号、同年(ワ)32489 号）は、原告の請求をいずれも棄却したため、原告は、これを不服として控訴した。

### 2. 2 争点

- (1) 被告が本件各製品の輸入、譲渡及び譲渡の申出をしているか否か。
- (2) 本件各製品が本件発明の技術的範囲に属するか否か。

### 2. 3 被告ウェブサイトの掲載事項

被告は、メーカーから仕入れた製品を販売する技術商社である。被告のウェブサイトのトップページにある、「製品情報」のボタンをクリックすると、製品情報のページに移動し、「取り扱い製品」として、「半導体デバイス」の項目があり、この「半導体デバイス」の部分をクリックすると、「取り扱いメーカー」として「半導体」にはエバーライト社を含む 15 社の社名が記載され、「エバーライト・エレクトロニクス社」の部分をクリックすると、同社のウェブサイトのトップページへのリンクに移動する。トップページの「Products」のボタン、「Visible LED Components」の項目、「Low-Mid Power LED」の項目、「5050 (0.2w)」の項目を順次たどると、本件製品 1 に関する情報が掲載されたページにたどり着く。

### 2. 4 原審判決の理由の要点

被告ウェブサイトには、半導体デバイスのページに半導体の取扱いメーカーの一つとして、エバーライト社についての記載があり、エバーライト社のウェブサイトのトップページへのリンクやエバーライト社が LED 製品を取り扱っている旨の記載があるが、具体的にどの LED 製品を取り扱っているかについては記載がないこと、エバーライト社のウェブサイトのトップページへのリンクをクリックすると、同社のトップページに移動するが、このページには具体的な LED

製品の記載はないこと、このページからさらに具体的な製品が掲載されたページにたどり着くためには、複数回リンクをたどる必要があることが認められ、これらの事情に鑑みると、被告ウェブサイトの記載をもって、被告が本件各製品について譲渡の申出をしていると認めることはできない。

### 2. 5 知財高裁判決の理由の要点

被控訴人の半導体製品の仕入先メーカーの一つにエバーライト社があるが、被控訴人はエバーライト社の取扱代理店ではないこと、被控訴人ウェブサイトには、半導体デバイスのページに 15 社を数える半導体の取扱メーカーの一つとしてエバーライト社についての記載があり、エバーライト社のウェブサイトのトップページへのリンクやエバーライト社が LED 製品を取り扱っている旨の記載があるが、具体的にどの LED 製品を取り扱っているかについては記載がないこと、エバーライト社のウェブサイトのトップページへのリンクをクリックすると、同社のトップページに移動するが、このページには具体的な LED 製品の記載はないこと、このページからさらに具体的な製品が掲載されたページにたどり着くためには、複数回リンクをたどる必要があることが認められ、これらの事情に鑑みると、被控訴人ウェブサイトの記載をもって、被控訴人が本件各製品について譲渡の申出をしていると認めることはできない。

エバーライト社のウェブサイトにおけるリンクの方式や具体的な取扱製品の記載が同社による同社製品の譲渡の申出に当たるか否かは格別、エバーライト社が管理する上記ウェブサイトの記載をもって、被控訴人による譲渡の申出と認めることはできない。

### 2. 6 検討

知財高裁判決は、被告ウェブサイトの記載やエバーライト社のウェブサイトのトップページへのリンクの貼り付けをもって、譲渡の申し出があったとは認められないと判断した。判決は、その理由として、被告はエバーライト社の販売代理店でなく、具体的な製品を何ら特定することなく同社製品を一般的に取り扱っている旨を記載したに過ぎず、具体的な製品に到達するためには、被告ウェブサイトからエバーライト社のトップページに移動して複数回リンクをたどることが必要であることなどを挙げている。

### 3. まとめ

譲渡の申出に該当するためには、具体的製品を販売問い合わせ可能にウェブサイトに掲載することが少なくとも必要である。ウェブサイトへの掲載が製品の一般的紹介に止まる場合は、譲渡の申出に該当しない。TV 広告や新聞広告についても、同様に考えられる。

具体的製品に到達するためには、自社ウェブサイト貼り付けてあるリンクにより、製造元企業のトップページへ移動する必要がある場合、自社ウェブサイトの記載が譲渡の申し出に該当することはない。

(原稿受領 2013. 8. 22)

## パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長  
会誌編集部担当 須藤 浩

### 記

- 応募資格** 知的財産の実務、研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません）  
※論文は未発表のものに限ります。
- 掲載テーマ** 知的財産に関するもの
- 字数** 5,000 字以上厳守～ 20,000 字以内（引用部分、図表を含む）パソコン入力のこと  
※ 400 字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。
- 応募予告** メール又は FAX にて応募予告をしてください。  
①論文の題名（仮題で可）  
②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先（TEL・FAX・E-mail）を明記のこと
- 論文送付先** 日本弁理士会 広報・支援・評価室「パテント」担当  
TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706  
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2
- 選考方法** 会誌編集部にて審査いたします。  
審査の結果、不掲載とさせていただくこともありますので、予めご承知ください。